議案第１１３号

京丹後市税条例の一部改正について

京丹後市税条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和８年９月３日提出

京丹後市長　中　山　　泰

提案理由

金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和８年法律第６４号）が本年７月２３日に公布され、施行の日の属する年の翌々年の１月１日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものである。

（別記）

京丹後市税条例の一部を改正する条例

京丹後市税条例（平成１６年京丹後市条例第８０号）の一部を次のように改正する。

附則第７条の４中「又は附則第２０条第１項」を「、附則第１９条の３第１項又は附則第２０条第１項」に改める。

附則第１９条の２の次に次の１条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第１９条の３　当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第３８条の２第１項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第３３条第１項及び第２項並びに第３４条の３の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第１８条の６の４で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第１号の規定により読み替えて適用される第３４条の２の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の１００分の３に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

２　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)　第３４条の２の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第１９条の３第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2)　第３４条の６から第３４条の８まで、第３４条の９第１項、附則第７条第１項及び附則第７条の３第１項の規定の適用については、第３４条の６中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第１９条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第３４条の７第１項前段、第３４条の８、第３４条の９第１項、附則第７条第１項及び附則第７条の３第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第１９条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第３４条の７第１

項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第１９条の３第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)　第３５条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第１９条の３第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第１９条の３第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4)　附則第５条の規定の適用については、同条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第１９条の３第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第２項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第１９条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和８年法律第６４号）の施行の日の属する年の翌々年の１月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（市民税に関する経過措置）

２　この条例による改正後の京丹後市税条例（以下「新条例」という。）附則第７条の４の規定は、施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

３　新条例附則第１９条の３の規定は、施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

京丹後市税条例(平成16年京丹後市条例第80号)新旧対照表（※一部未施行箇所を含む）

現行	改正案
京丹後市税条例 平成16年4月1日 条例第80号 本則　(略) 附　則 第1条～第7条の3　(略) （寄附金税額控除における特例控除額の特例） 第7条の4　第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。 第7条の5～第19条の2　(略)	京丹後市税条例 平成16年4月1日 条例第80号 本則　(略) 附　則 第1条～第7条の3　(略) （寄附金税額控除における特例控除額の特例） 第7条の4　第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項、附則第19条の3第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。 第7条の5～第19条の2　(略) （特定暗号資産等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例） 第19条の3　当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場

現行	改正案
第20条～第23条　（略）	合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。 2　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)　第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。 (2)　第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)　第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。 (4)　附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。 第20条～第23条　（略） 附　則 (施行期日) 1　この条例は、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律(令和8年法律第64号)の施行の日の属する年の翌々年の1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

現行	改正案
	(市民税に関する経過措置) 2　この条例による改正後の京丹後市税条例(以下「新条例」という。)附則第7条の4の規定は、施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。 3　新条例附則第19条の3の規定は、施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

京丹後市税条例の一部改正　改正概要

議案第１１３号　参考資料

No.	改正条項	内容	地方税法等の関係法令
1	（寄付金税額控除における特例控除額の特例） 附則第７条の４ ※金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和８年法律第64号）の施行の日の属する年の翌々年の１月１日施行（特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴う所要の整備の部分に限る。）	＜特例控除額の算定に係る引用規定の整備＞ 　特定暗号資産に係る譲渡等による所得の申告分離課税の導入に伴い、ふるさと納税（寄附金税額控除）に係る特例控除額の算定について、特定暗号資産に係る譲渡等による所得の課税の特例を適用するため、必要な引用規定を整備するもの。	法附則第５条の５
2	（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例） 附則第19条の３ ※金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和８年法律第64号）の施行の日の属する年の翌々年の１月１日施行	＜特定暗号資産に係る譲渡所得等の申告分離課税制度の新設＞ 　一定の要件を満たす特定暗号資産に係る譲渡所得等について、これまでの総合課税から申告分離課税に移行し、他の所得と区分して課税するための規定を新たに定めるもの。具体的には、所得税15%、個人住民税5%（市民税3%・府民税2%）とするほか、この課税の導入に伴い、他の税額計算等との整合を図るため、必要な規定を整備するもの。なお、この規定は令和10年１月１日以後に行う特定暗号資産の譲渡等について適用するもの。	法附則第35条の３の６